

障がい者雇用の現状

熊本市

障がい者雇用 企業向けリーフレット



障がい者の雇用者数は過去最高を更新

障がい者の雇用者数は、全国で67.7万人と21年連続で過去最高を更新しています。一方、熊本県内では5,261.5人と、前年より254.5人（5.1%）増加し、こちらも過去最高を記録しています。

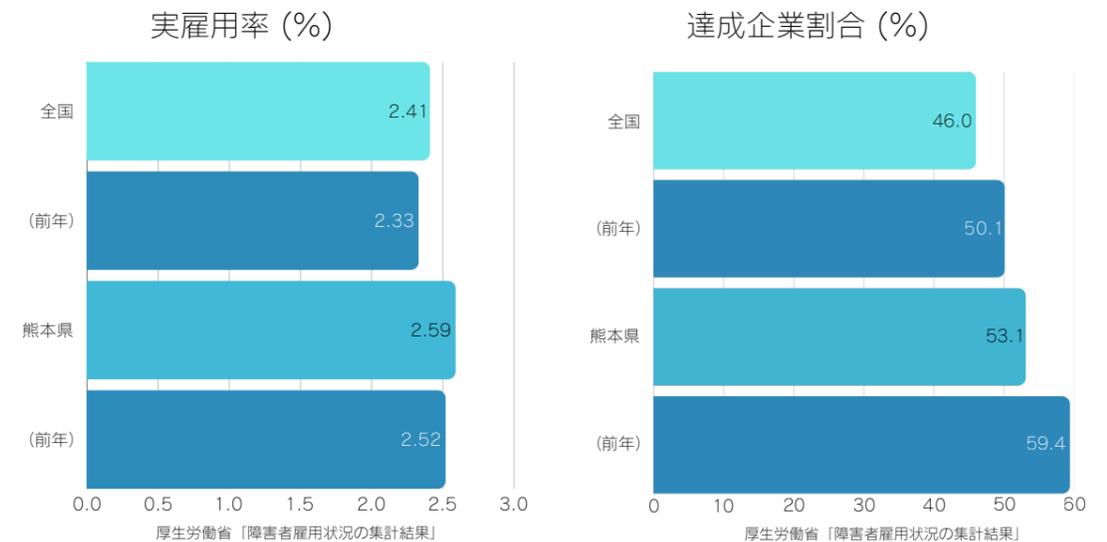
実雇用率は上昇中

実雇用率は、全国平均が2.41%、熊本県内では2.59%といずれも上昇傾向にあり、特に熊本県内の実雇用率は全国平均を上回っています。

法定雇用率の達成が今後の課題

法定雇用率を達成している企業の割合は、全国で46.0%にとどまる一方、熊本県内では53.1%と高い水準にあるものの、前年より6.3ポイント低下しています。

<令和6年6月1日時点 全国と熊本県の雇用状況比較>



障がい者の雇用で期待できること

共生社会の実現

障がい者雇用の背景には、「共生社会」の実現という理念があります。障がいの有無にかかわらず一人ひとりの希望や能力を活かして、仕事を通じて社会に参加できる共生社会を目指すことが大切です。



労働力の確保

障がい者雇用は、企業にとって良い効果をもたらします。例えば、障がい者の特性を強みとして捉え、それに適した活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力・戦力の確保につながります。



生産性の向上

障がい者がその能力を発揮できるよう職場環境の改善やコミュニケーションの活性化を図ることで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境となります。それによって、企業全体の生産性向上やマネジメント力の強化にもつながります。



誰もが活躍できるまちづくり
企業から始めましょう

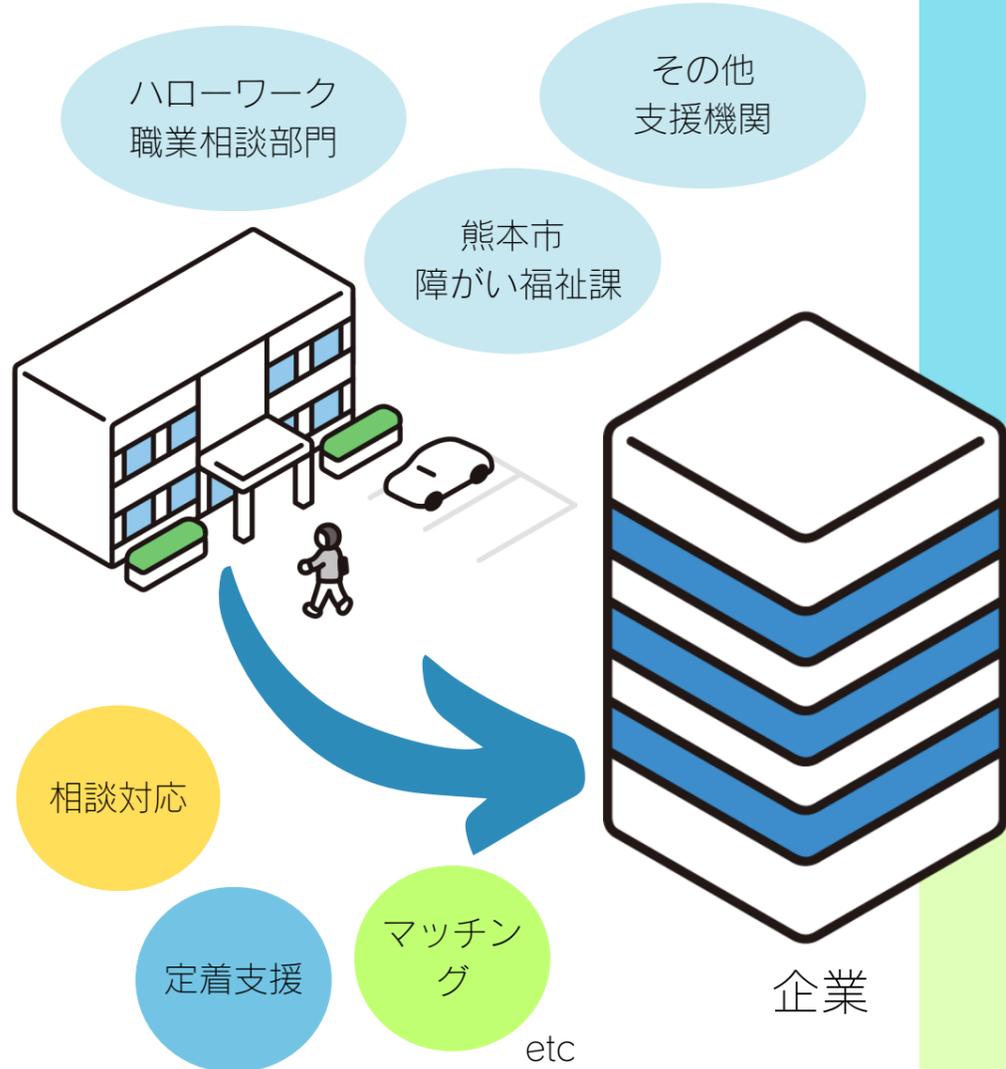
熊本市長 大西一史



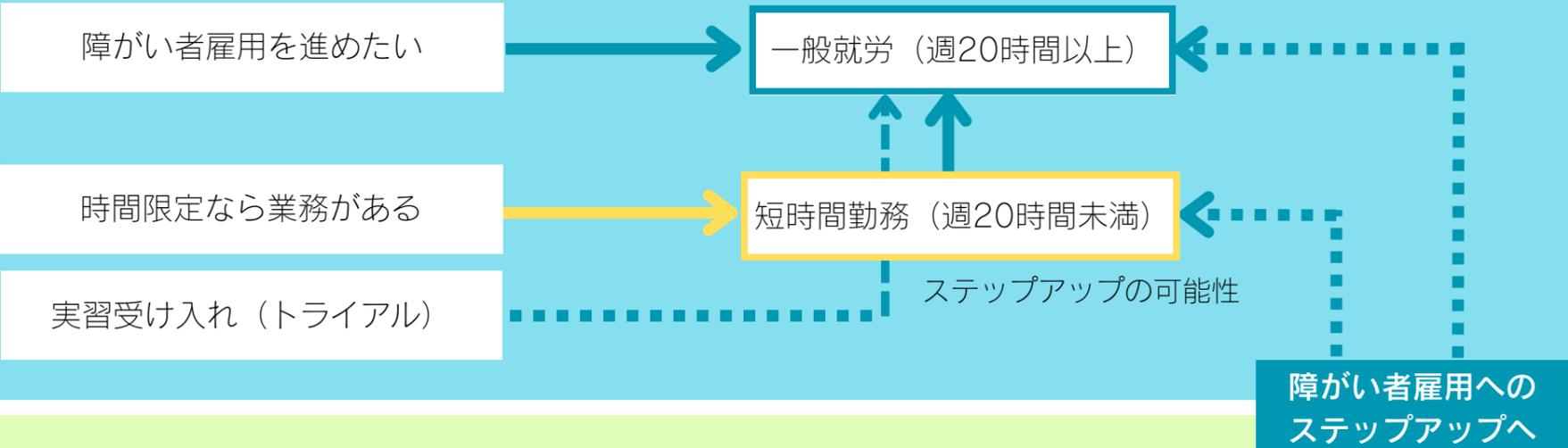
障がい者雇用をどう進める？

障がい者雇用には、多様な方法があります。雇用形態や支援内容に応じて、柔軟に対応できます。無理なく始められるよう、企業の状況に合わせたサポートをご用意しています。まずはお気軽にご相談ください。

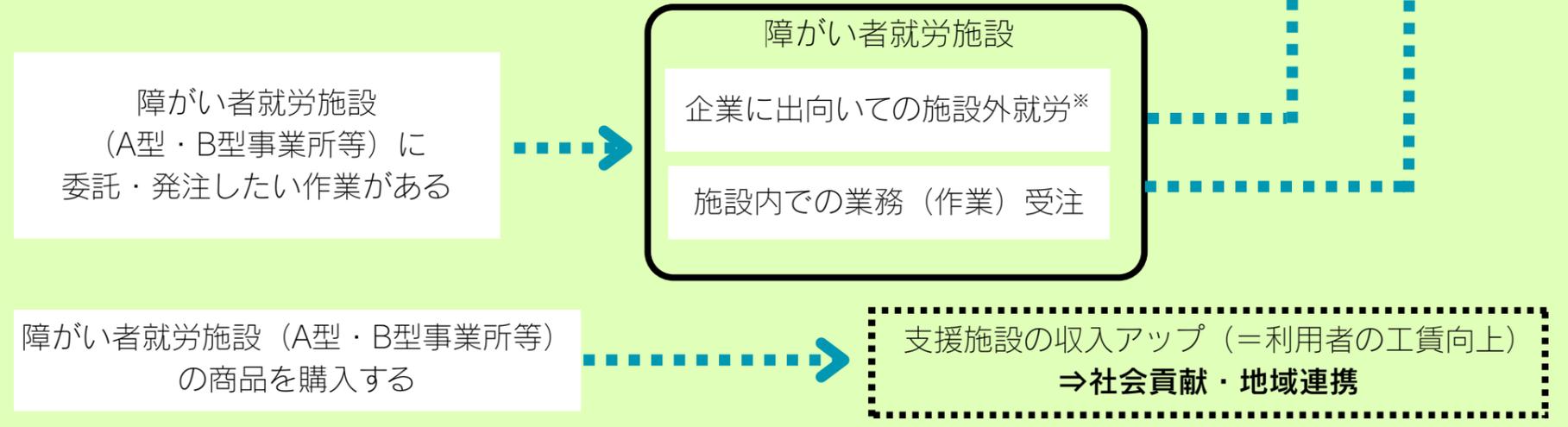
あなたの会社に合わせて障がい者雇用をサポート



雇用の意向がある場合



直ちに雇用は困難だが、将来的に雇用の意向がある場合



※施設外就労…施設の支援員が利用者に同行し、企業の現場で作業を行う仕組みです。作業は事業所の支援員がサポートを行うため、安心して受け入れることができます。

障がい種別と配慮事項

身体障がい

身体機能に制限がある障がい
(例：肢体不自由、視覚、聴覚など)

- (配慮事項の例)
- ① バリアフリー (段差解消、手すり設置等)
 - ② 点字・音声案内、手話通訳
 - ③ 座席や作業環境の調整

知的障がい

知的発達に遅れがあり、日常生活や学習、社会活動に支援が必要なおことがある

- (配慮事項の例)
- ① わかりやすい言葉・図での説明
 - ② 作業手順を具体的に提示
 - ③ 一度に多くの作業や情報を求めない
 - ④ 繰り返しの支援や見守り

精神障がい

精神的な病気によって生活や仕事に困難がある (例：うつ病、統合失調症など)

- (配慮事項の例)
- ① 急な変化や過度なストレスを避ける
 - ② 静かな職場環境づくり
 - ③ 休憩や体調に応じた柔軟な対応
 - ④ 定期的な面談・相談体制の整備

発達障がい

対人関係や注意力、学習などに特性がある
(配慮事項の例)

- ① 明確な指示・ルールの提示
- ② 感覚過敏への配慮 (光・音など)
- ③ 作業を分かりやすく分割
- ④ コミュニケーションの支援 (文字・図など)

その他

例：高次脳機能障がい、難病による障がい、内部障がい

- (配慮事項の例)
- ① 作業の手順化・視覚化
 - ② 繰り返しの説明と支援
 - ③ 症状の進行や日内変動に合わせた支援
 - ④ 医療的ケアの理解と調整

障害者雇用率制度

全ての事業主は、「障害者雇用促進法」により、従業員のうち一定の割合以上の障がい者を雇用することが義務づけられています。この制度を「障害者雇用率制度」と呼びます。

事業者区分	法定雇用率
民間企業	2024年4月～ 2.5% (40人ごとに1人以上雇用)
	2026年7月～ 2.7% (37.5人ごとに1人以上雇用)

法定雇用率の算定対象となるのは、次のいずれかの手帳を所持している方です。

- ・身体障害者手帳
- ・療育手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳

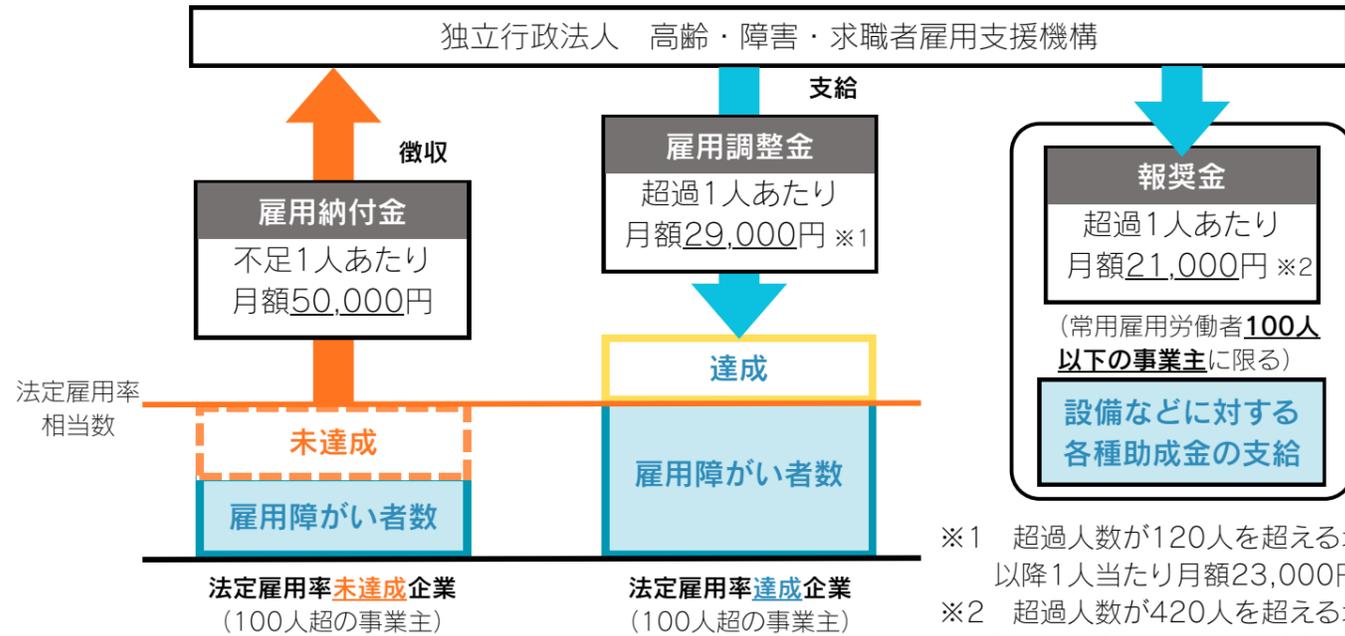
雇用率制度における算定方法

程度	短時間以外の常用雇用労働者 (30時間以上)	短時間労働者 (20時間以上30時間未満)	特定短時間労働者 (10時間以上20時間未満)
重度障がい者 (身体・知的)	1人を2カウント	1人を1カウント	1人を0.5カウント ※2
重度以外の障がい者 (身体・知的)	1人を1カウント	1人を0.5カウント	カウント対象外
精神障がい者	1人を1カウント	1人を1カウント ※1	1人を0.5カウント ※2

※1 1カウントとする特例措置について、当分の間延長予定。
 ※2 就労継続支援A型事業所利用者を除く。

納付金制度

障がい者雇用に関する事業主の社会連帯責任を果たすために、法定雇用率を満たしていない事業主から納付金を徴収する一方で、障がい者を多く雇用している事業主に対しては、調整金・報奨金や各種助成金を支給しています。



※1 超過人数が120人を超える場合、
以降1人あたり月額23,000円

※2 超過人数が420人を超える場合、
以降1人あたり月額16,000円

助成金制度

障がい者雇用に取り組む企業を支援するための助成金制度があります。

	名称	概要	助成金額	問い合わせ
雇用するために受けられる助成金	特定求職者雇用開発助成金 (特定就職困難者コース)	就職が困難な障がい者などをハローワークなどの紹介により継続雇用する事業主に対し助成。	120万円(重度障がい者等は240万円)	ハローワーク 熊本 096-371-8265
	特定求職者雇用開発助成金 (発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)	発達障がい者または難病患者をハローワークなどの紹介により継続雇用する事業主に対し助成。	120万円(短時間労働者は80万円)	
	トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)	就職が困難な障がい者を一定期間試用雇用する事業主に対し助成。	月額最大4万円	
	トライアル雇用助成金(障害者短時間トライアルコース)	精神および発達障がい者を週10時間以上20時間未満で試用雇用する事業主に対し助成。	月額最大4万円	
雇用を継続するために受けられる助成金	キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)	障がい者の雇用促進と職場定着を図るために、有期雇用等から正規雇用等に転換した事業主に対して助成。	45～120万円(障がい種別・転換内容により異なる)	熊本労働局 096-312-0086
	障害者作業施設設置等助成金	障がい者の障がい特性による就労上の課題を克服する作業施設などの設置・整備を行う事業主に対して助成。	支給対象費用の2/3	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部 高齢・障害者業務課 096-249-1888
	障害者介助等助成金	障がい者の障がい特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置などの特別な措置を行う事業主に対して助成。	支給対象費用の一部であり、措置ごとに異なる	
	職場適応援助者助成金	職場適応援助者(ジョブコーチ)による援助を必要とする障がい者のために、職場適応援助者による支援を実施する事業主(※)に対して助成。 ※訪問型職場適応援助者助成金については、支援を提供する社会福祉法人などが支給対象となる。	支援の形態や時間等により異なる	
重度障害者等通勤対策助成金	障がい者の障がい特性に応じ、通勤を容易にするための措置を行う事業主に対して助成。	支給対象費用の3/4		

しごといく

熊本市障がい者自立支援協議会 就労部会は、障がいのある方の就労を支援するため、情報誌『しごといく』を発行し、支援機関や制度、企業の取り組みなど熊本市の障がい者雇用に関する情報を紹介しています。詳細は熊本市のホームページをご覧ください。

障がい者の就労に関する相談・支援 / 熊本市公式サイト→



支援機関・相談先

熊本市には、障がい者の雇用に関して、障がい者本人や事業主を支援する様々な機関等があります。それぞれの支援機関の役割に応じた活用をすることで、職場に適した障がい者の雇用及び安定した職場定着を図ることができます。



相談

雇用事例の紹介や業務に関する相談など、障がい者雇用に向けての指導・支援を行います



マッチング

企業就労を希望する障がい者の紹介や実習に関する相談に乗ります



定着

障がい者本人に対して指導・相談、事業主に対しては障がい者理解や雇用管理等の助言を行います



ハローワーク熊本 (熊本公共職業安定所)

支援内容

○障がいのある方への支援

職業相談・職業紹介、障がい者向け求人開拓、職業訓練の相談・斡旋、就職後の定着支援 等

○事業主への支援

雇用率達成指導、雇用管理上の配慮についての助言、各種助成金の案内、職場適応指導、就職相談会等の開催、必要に応じた専門機関の紹介 等

問い合わせ先

TEL : 096-371-8265 (直通)



熊本障害者職業センター

支援内容

○障がいのある方への支援

職業相談・職業評価・職業準備支援・ジョブコーチ支援

○事業主への支援

雇入れへの相談や社員研修の実施、採用後の定着支援、職場復帰支援

○関係機関への支援

支援スキルの向上に向けた助言、障がい者の就労支援に関する基礎的研修の実施

問い合わせ先

TEL : 096-371-8333



くまもと障がい者ワーク・ ライフサポートセンター縁

支援内容

○障がいのある方への支援

就職活動に係る相談（ハローワークでの求人検索、職場実習の調整、面接同行等）、就業後の定着支援、就業に伴う生活面の相談

○事業主への支援

訪問による定着支援、雇用勧奨、雇用管理に関する助言 等

○関係機関とのネットワーク調整

問い合わせ先

TEL : 096-288-0500

各支援機関が連携して対応しております。いずれの窓口からでもご相談いただけます。

障がい福祉サービス



就労移行支援事業所

支援内容

○就労に向けた訓練

作業訓練、ビジネスマナー講座、資格取得支援、職場実習など

○就職活動の支援

職種や企業の研究、履歴書等の作成、模擬面接、面接同行など

詳細は
熊本市ホームページ→



就労定着支援事業所

支援内容

○職場定着のための支援

相談対応、企業との調整、勤務継続のための助言など

○就労継続支援A型・B型事業所

支援内容

○働く場の提供と就労支援

軽作業や製造などの業務を通じた就労機会の提供、作業指導など

○生活面のサポート

健康管理や生活相談 など

※企業等からの業務の受注も可能



熊本市障がい者 相談支援センター

支援内容

○生活や福祉サービスに関する相談対応

○関係機関との連絡支援



特別支援学校

支援内容

○就職を希望する生徒の紹介

○現場実習に関する相談・実施

○就労後の

フォローアップ



障がい者サポート企業・団体

熊本市では、障がい者への理解と社会参加の促進を目的に、「障がい者サポーター制度」の趣旨に賛同し、協力いただける企業や団体を「障がい者サポート企業・団体」として認定しています。

認定は、市内で活動を行っており、以下の項目のうち2つ以上に該当することが要件になります。

認定要件

<雇用に関する要件>

○市内事業所で法定雇用率を超えて障がい者を雇用している

※従業員40人未満の場合は1名以上の雇用で可

○市外事業所で法定雇用率を超えて障がい者を雇用しており、その中に熊本市在住の障がい者が含まれている

<職場環境・制度に関する要件>

○障がい者の特性に応じた職場配置や業務分担、マニュアル整備、相談員の配置などの配慮がある

○障がい等に関する職員向け研修を定期的実施している

○ユニバーサルデザイン化を推進している

○障がい者への配慮を含んだ接客マニュアルを整備・実践している

<地域貢献・連携に関する要件>

○障がい者施設の商品購入や販売場所の提供など、販路拡大に貢献している

○障がい者や保護者等の支援団体として、市民の理解促進につながるイベント等を実施している

○その他、障がい福祉に貢献する取り組みを行っている。

認定のメリット

●熊本市から認定証が交付され、市のSNS（公式ホームページやLINE等）で紹介されます。

●障がい者サポーターシンボルマークを名刺や印刷物などに使用でき、社会的な信頼や企業イメージの向上にもつながります。

●特に優秀な取り組みを行っている場合は、熊本市から表彰されることもあります。

※申請書様式は熊本市ホームページにてダウンロードいただけます。

※申請に必要な書類については、熊本市障がい福祉課までお問い合わせください。(TEL 096-361-2619)



障がい者サポーター制度
シンボルマーク

詳細は
熊本市ホームページ→

